

## ものづくり新事業チャレンジ支援補助金【拡充】

### ポイント

低炭素・環境エネルギーをはじめとする「成長産業分野」への進出に挑戦する中小企業を支援します。

#### 堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」

「匠の技が生きるまち堺・低炭素社会への挑戦！」におけるプロジェクトを推進するための先導的な取組

◎エネルギー・イノベーション（産業構造の転換）〈抜粋〉

環境・エネルギー分野への進出に挑戦する企業の新製品・新技術開発を支援する。

#### 堺市産業振興アクションプラン

戦略1：成長産業分野（低炭素・環境エネルギー、医療・健康等）への進出に挑戦する企業を応援します。

### 目的

中小企業者に対して新たなものづくりにチャレンジする経費を補助することで、製品・技術の高付加価値化や、新分野進出の円滑化等に資することを目的とする。

### 補助対象事業

市内中小企業者が主体となって実施する新製品・新技術の開発事業（既存製品・既存技術の改良を含む）または既存製品・既存技術の新たな市場開拓をめざす事業。

### 補助率・補助限度額

平成23年度

いずれの枠も産学連携または企業間連携を要件とする。

	補助率	補助限度額
低炭素・環境エネルギー枠	2/3 (≒6.7/10)	700万円
一般枠	1/2 (=5/10)	500万円

平成24年度

連携を要件としないが、産学連携については補助率を優遇する。

	補助率		補助限度額
		リーディング・プロジェクト認定	
低炭素・環境エネルギー枠	5/10※	8/10	700万円
指定成長産業分野枠			600万円
一般枠	4/10※	—	500万円

※産学連携で実施する事業、財団法人堺市産業振興センターが認定する「さかい環境チャレンジ認定企業」が実施する事業、堺商工会議所が付与する堺ブランド「堺技衆」に認証された企業が実施する事業については1/10を、堺市が指定する大学と連携する事業については2/10を加算する。

◎指定成長産業分野枠

堺市が指定する成長産業分野については重点的に支援する。

◎リーディング・プロジェクト認定

次の事業（プロジェクト）については、補助率を引き上げ重点的に支援する。

- ・ 低炭素・環境エネルギー枠のうち、震災後の社会経済情勢に鑑み、太陽電池、風力・水力発電装置など再生可能エネルギーを利活用する「創エネ」、リチウムイオン電池、次世代電池などによる「蓄エネ」、LED、エコカーに代表されるようにエネルギーを効率的に利用する「省エネ」をはじめ、今後の成長が見込まれ優位性を有する産業分野の要素技術と周辺技術の開発で、特に評価が高く先導的と認められる事業。
- ・ 指定成長産業分野枠のうち、特に評価が高く先導的と認められる事業。

これらの取り組みにより、成長産業分野において新事業展開、新製品開発に意欲的に取り組もうとする企業の増加を図る。

平成 24 年度要求額

低炭素・環境エネルギー枠

700 万円×4 件=2,800 万円

指定成長産業分野枠

600 万円×2 件=1,200 万円

一般枠

500 万円×2 件=1,000 万円

合 計                    5,000 万円

## 中小企業知的財産戦略支援補助金【新規】

### ポイント

成長産業分野への進出や新製品・新技術開発に必須の「知的財産戦略」。これを促進する助成施策を国内最大級規模で実施する。

#### ◆堺市産業振興アクションプラン

標記プランにおいても、知的財産の保護・活用支援を掲げている（以下、抜粋）。

戦略1：成長産業分野（低炭素・環境エネルギー、医療・健康等）への進出に挑戦する企業を応援します。

（3）市内の経済・産業基盤を支える中小企業支援の強化

#### ④経営・技術課題の支援

中小企業が抱える経営・技術課題を解決するため、窓口相談や専門家派遣により、適切なアドバイスを行う。また、中小企業の知的財産の保護・活用を支援する。

### 目的

◎知的財産戦略とは

- ・技術開発の成果を特許（知財）という形で資産化することによって参入障壁を形成し、
- ・これを侵害訴訟やライセンス等、適切な方法により活用することで
- ・マーケットコントロールを実現し、
- ・コントロールされた市場の中で技術的優位性のある製品を製造・販売することにより、
- ・利益を確保する経営戦略

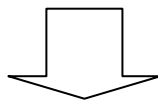
#### 知財戦略があることのメリット

- ・自社の特許技術が認められ、大手企業とライセンス契約を締結し、大きな利益を得ることができた。
- ・特許を取ることで、自社の主力製品の市場へのライバル企業の参入を阻止することができた。
- ・権利侵害のクレームを受けたが即座に適切な対応をとることができた。

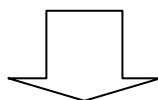
#### 知財戦略がないことによるデメリット

- ・自社の技術がライバル企業に真似され、低価格製品が出てしまったため、自社製品の売れ行きが大きく落ち込んでしまった。
- ・自社製品の模倣品が氾濫したが、技術を権利化していなかったため、泣き寝入りをするしかなかった。

（特許庁『中小・ベンチャー企業 知的財産戦略マニュアル』より）



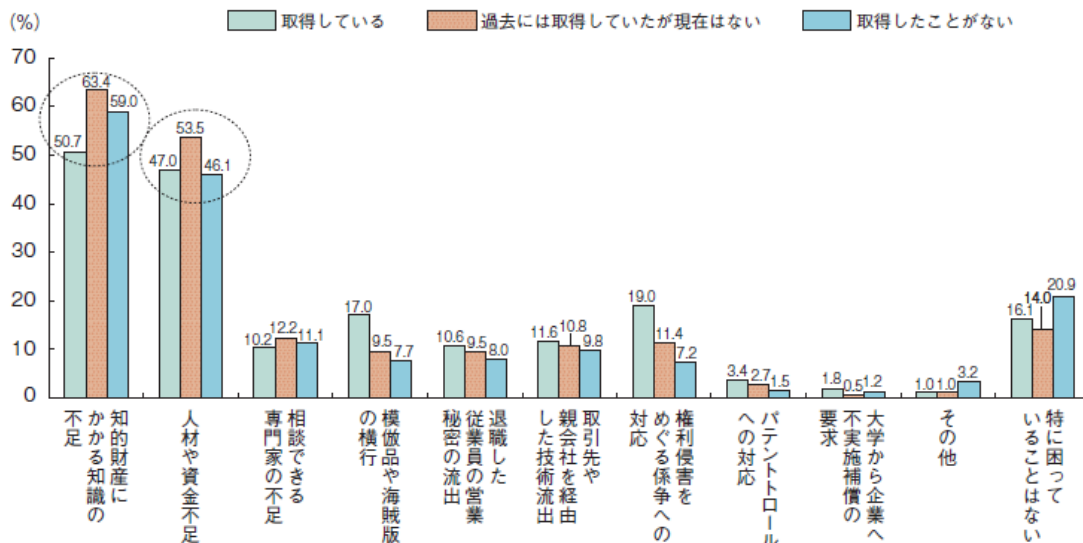
中小企業においても知的財産に対する取り組みは、その重要性が認識されている。



しかし、経営資源上の制約から十分な対応ができていないのが実情。

**第2-3-27図 知的財産戦略上の課題(特許取得の有無別)**

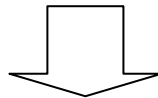
～全体的に「知的財産にかかる知識の不足」や「人材や資金不足」を挙げる企業が多い傾向にあるが、この傾向は特に「過去には取得していたが現在は取得していない」企業において強くなっている～



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「市場攻略と知的財産戦略にかかるアンケート調査」(2008年12月)

(注) 1. 中小企業のみ集計。  
2. 複数回答のため合計は100を超える。

(中小企業庁『中小企業白書2009年版』より)



そこで、中小企業が知的財産を戦略的に保護・活用する費用の一部を助成し、企業の競争力強化や成長産業への参入、新規事業の研究開発を促進する。

**補助対象事業**

市内中小企業者が知的財産にかかる調査・分析などを民間企業（特許事務所、法律事務所、知財コンサルティング会社など）へ依頼する事業。

※出願、審査請求等にかかる費用や特許料等は対象外。

(事業内容の例)

- ① 知的財産戦略の策定  
知的財産診断、知的財産を活用した事業計画書作成、他社知的財産対策など
- ② 知的財産に係る調査・分析  
研究開発時調査分析、特許登録可能性調査・検討、知的財産の応用分野調査など
- ③ 知的財産に係る評価  
知的財産価値評価など
- ④ 知的財産に関する管理・運営体制の整備  
職務発明規定作成・整備など

**補助率・補助限度額**

補助率 1 / 2 以内  
補助限度額 100 万円  
補助件数 10 件